

平成の薩長土肥連合旅行素材・ルート集作成業務委託プロポーザル審査要領

1 趣旨

平成の薩長土肥連合旅行素材・ルート集作成業務の委託に係るプロポーザル方式による提案の審査については、この要領に基づき行うものとする。

2 審査対象事業

平成の薩長土肥連合旅行素材・ルート集作成業務

3 審査

(1) 審査機関

下記の委員で構成する審査委員会を設置する。

氏 名 等		所 属・職 名
委 員	林 俊子	佐賀県地域交流部文化・スポーツ交流局観光課長
委 員	石井 淳子	佐賀県地域交流部文化・スポーツ交流局観光課係長
委 員	清武 裕子	佐賀県観光連盟国内誘致推進課長
委 員	黒羽子 正人	鹿児島県観光交流局観光課国内誘致係専門員
委 員	上拾石 齐宏	鹿児島県観光連盟国内誘致部長
委 員	村田 由貴子	山口県観光スポーツ文化局観光プロジェクト推進室調整監
委 員	栗栖 章次	山口県観光連盟 プロモーション担当部長
委 員	藤田 直	高知県観光振興部観光政策課主幹
委 員	梅原 久義	高知県観光コンベンション協会主査

(2) 審査の進め方

審査委員は、審査委員会を開催し、各参加事業者（以下「事業者」という。）の提案書の内容を評価し、受託事業者（案）を決定する。

(3) 審査方法及び審査項目

各事業者の提案書に対する審査方法は、次のとおりとする。

- ① 各事業者より企画提案書を提出させ、書面により審査を実施する。
- ② 各審査員は、別紙「審査項目及び評価基準」に基づき審査を行い、その結果は審査票(様式)に記入する。
 - ・ 審査票の記入は、審査項目ごとに点数評価（合計100点満点）とする。
 - ・ 各審査委員の点数評価を合計し、最も高い得点を得た業者を、受託事業者（案）として決定する。

4 その他

この要領に定めのない事項については、審査委員会で協議の上、決定するものとする。

審査項目及び評価基準

審査項目	配点	評価ポイント
○全体		
・業務遂行にあたっての 基本的事項	50	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案趣旨が明確であり、旅行会社に対する訴求力が高いものとなっているか。 ・業務遂行能力があるか。 ・業務実施体制を確立しているか。 ・業務実施スケジュールは適切か。 ・事務局からの指示に的確に対応できるか。
○各論		
・提案の方向性	40	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が期待する方向性に沿った企画内容であるか。 ・旅行素材は魅力的か。 ・コース設定は適切か。 ・コース上の各施設との交渉・調整は可能か。
○参考見積書	10	・提案内容に応じた所要額が適切に見積もられているか。
合 計	100	